



進めよう！パパの子育て 男性職員の育児休業等の取得推進

育児休業は国が定めている制度です。令和4年10月1日から、育児休業等の制度が改正され、男性職員が育児休業等を柔軟に取得できるよう制度の充実が図られました。

男性職員の育児休業等の取得は、本人が家族とともに子どもを持つ喜びを共有し、子育てに主体的に関わる契機として大変重要であるだけでなく、育児の経験が新たな視点で仕事に取り組むきっかけとなることに加え、効率的に仕事を進めていくことにもつながるなど、働き方改革の推進力としても期待できます。改正のポイントを紹介します。

1 育児休業制度の改正ポイント

最大4回まで取得可能となる（改正前：最大2回）

◆産後パパ育休（産後8週：出生日から57日以内にとる育児休業）を分割して2回まで取得可能

◆上記以降、子の3歳誕生日前日まで、育児休業を原則2回まで取得可能

※ 育児休業【無給 原則1歳までは、育児休業手当金（共済組合）が支給】



2 育児参加休暇の改正ポイント

・・・出産日以後1年を経過する日まで拡大

（改正前：出産日後8週間を経過する日まで）

◆出産予定日の8週間前から出産日以後1年を経過する日までの期間において、育児参加休暇を5日の範囲内で取得可能 ※ 育児参加休暇（特別休暇）【有給】

男女とも仕事と育児の両立を！



校長先生にお願い

男性職員が育児休業等を取得するには、取得しやすい職場環境であることが重要であり、そのためには、校長先生の理解と職員の適切な管理が必要となります。

所属男性職員に子どもが生まれることを把握したときは、次の対応をお願いします。

- ① 当該職員に対して「男性職員子育て支援制度一覧」を配付し、育児休業等の子育て支援制度について説明する。
- ② 当該職員と面談して「男性職員の育児休業等取得計画表」を作成する。
- ③ 上記の計画表を市町村教育委員会を經由し、水戸教育事務所に提出する。

